

東海村議会議員一般選挙の投票日は 平成28年1月24日(日)です!



投票日当日の
投票時間は

午前7時～午後6時

告示日(立候補届出受付日)

期日▼平成28年1月19日(火)
時間▼午前8時30分～午後5時
場所▼原子力視察研修室(役場行政棟5階)

投票日時

期日▼平成28年1月24日(日)
時間▼午前7時～午後6時
投票場所▼村内14か所の投票所

立候補予定者・出納責任者予定者の説明会

東海村議会議員一般選挙の立候補の届け出や選挙運動に関する説明会を開催します。

立候補を予定している方、立候補予定者の出納責任者となる予定の方は必ず出席してください。

期日▼12月21日(月)

時間▼立候補予定者説明会：午後1時～
出納責任者予定者説明会：午後3時30分

場所▼原子力視察研修室(役場行政棟5階)

郵便等による不在者投票制度

選挙権を有し▼身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている▼下表の○印に該当する障がいがある、または介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」を満たす

方※は、自宅等から郵送で投票できる「郵便等による不在者投票制度」を利用することができます。

なお、対象者のうち▼身体障害者手帳で上肢または視覚の障がいの程度が1級▼戦傷病者手帳で上肢または視覚の障がいの程度が特別項症、第1項症、第2項症▼上肢または視覚の障がいにつき、都道府県知事等

身体障害者手帳	障がい等の記載内容	障がいの程度		
		1級	2級	3級
	両下肢・体幹・移動機能の障がい	○	○	△
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	○	—	○
	免疫・肝臓の障がい	○	○	○

戦傷病者手帳	障がい等の記載内容	障がいの程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢・体幹の障がい	○	○	○	△
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	「要介護5」

※この他、両下肢等の障がいの程度がこれらの障がいの程度に該当することを都道府県知事等が書面により証明した方も対象となります。

がこれらの障がいの程度に該当すると証明した——のいずれかに該当する方は、あらかじめ「代理記載人」(選挙権を有する方)を届け出ること、代筆により投票することもできます。

【この制度を利用するとき】

①「郵便等投票証明書」の申請手続き
「郵便等投票証明書交付申請書」に本人が必要事項を記入の上▼身体障害者手帳▼戦傷病者手帳▼介護保険被保険者証——のいずれかを添えて、お早めに村選挙管理委員会へ申請してください。後日、「郵便等投票証明書」を郵送します。なお、証明書は、東海村議会議員一般選挙だけでなく、証明書の有効期間内に行われるほかの選挙で投票用紙等を請求する際にも使用できますので、大切に保管してください。

②投票用紙等の請求

村選挙管理委員会から証明書をお持ちの方へ「投票用紙請求書」を郵送します。必要事項を記入の上、「郵便等投票証明書」を添えて、平成28年1月20日(水)までに、村選挙管理委員会へ請求してください。

③投票できる期間

平成28年1月20日(水)～23日(土)

問い合わせ

東海村選挙管理委員会(総務課内)
☎282局1711 内線1313